

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

「第3次さんかくプラン」の数値目標 及び成果指標に係る現状値

(平成24年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちを目指して～

平成25年3月

岡山市市民局男女共同参画課

目 次

I 第3次さんかくプランの効き目を測る	・・・ 1
II 第3次さんかくプランの目標別の体系	・・・ 2
III 身近な指標が映す“さんかく都市”（平成24年度現状値） ～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～	・・・ 5
IV 平成23年度に実施した主な施策	・・・ 19
○参考資料	・・・ 35

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

凡 例

「さんかく条例」	=岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 (平成13年6月制定。同年10月一部施行、平成14年4月全部施行)
「さんかくプラン」	=岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成14年3月策定。計画期間は平成14年度からの5年間)
「新さんかくプラン」	=岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成19年3月策定。計画期間は平成19年度からの5年間)
「第3次さんかくプラン」	=岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成24年3月策定。計画期間は平成24年度からの5年間)
「さんかく岡山」	=岡山市男女共同参画社会推進センター (平成12年4月オープン)
「さんかくウイーク」	=岡山市男女共同参画推進週間 (「さんかく条例」により設置。6月21日～27日までの一週間)

I 第3次さんかくプランの効き目を測る

1 プランの効き目を測って市民と市政のかけ橋に

行政の取組だけでは、政策を実現することはできません。とりわけ、男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが理解を深め、市民の皆さんをはじめ、地域団体やNPO、企業など地域の多様な主体による主体的な活動と協働した取組を進めることが不可欠です。

こうしたパートナーシップによる協働の取組を推進していくためには、政策の内容や方向性、目標など自治の基本となる事項について、それぞれの主体が共通の理解と認識を持つことが必要です。

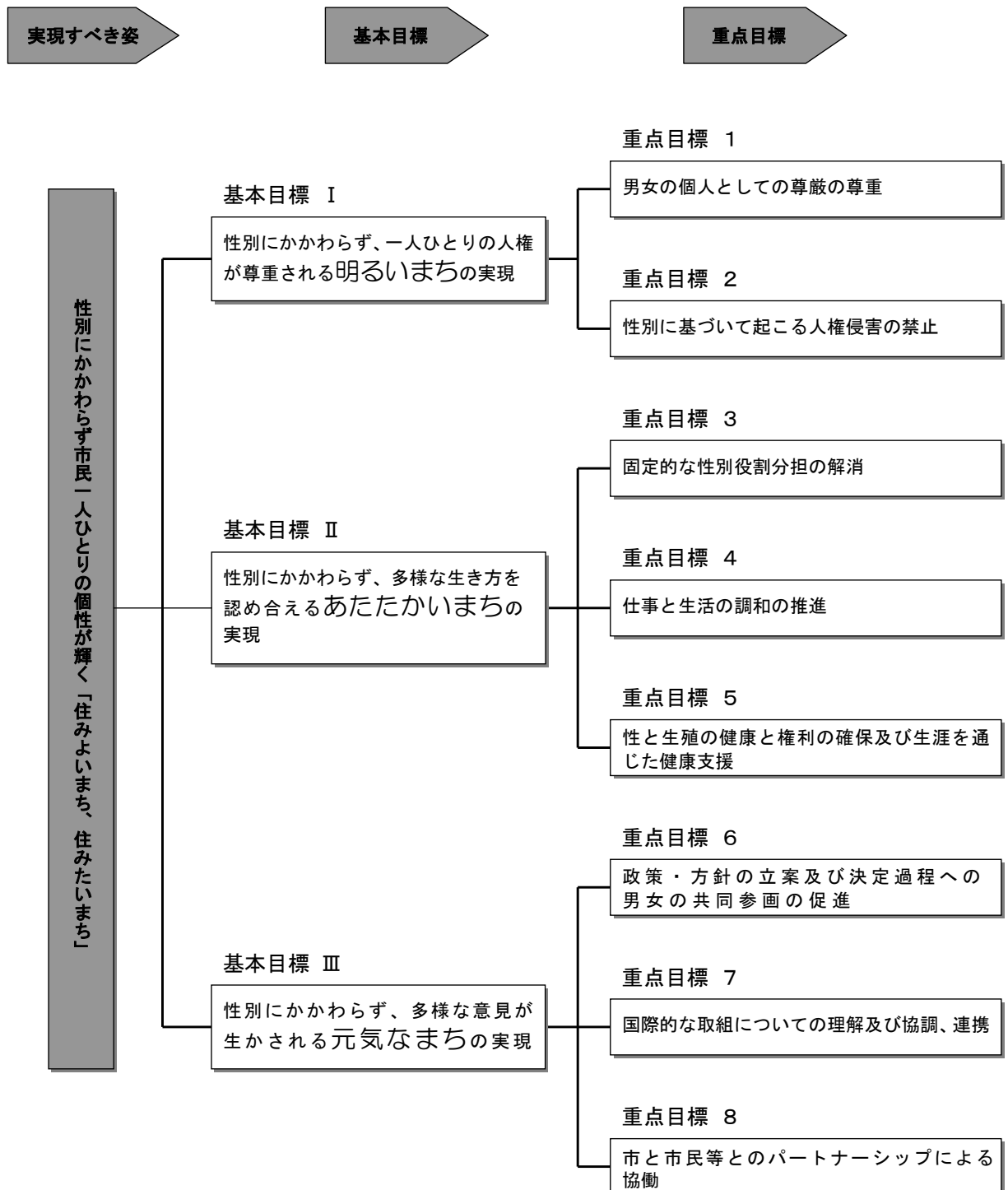
そこで、「第3次さんかくプラン」では、「新さんかくプラン」に引き続き、身近な指標を使って男女共同参画社会の進展の度合いをわかりやすく示すとともに、その情報を市民の皆さんに提供することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組への市民参加の促進をめざしています。

2 「何をしたか」から「どんな成果が得られたか」へ

「第3次さんかくプラン（体系は2ページを参照）」に基づいて、市民・事業者・市の行うさまざまな取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを見るために、活動量や活動実績を測る指標（数値目標）だけでなく、どんな成果が生み出されたかを測る指標（成果指標）を設定しています。（3～4ページを参照）

平成24年度に数値目標と成果指標の現状値調査を行い、平成25年度から、これらをもとに公開を前提とした評価を行います。

Ⅱ 第3次さんかくプランの目標別の体系



数値目標及び成果指標一覧

第3次さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、全てが向上することをめざしています。

数値目標一覧

基本目標	重点目標	数値目標	目標値 (H23現状値 → H28目標値)	掲載 ページ
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A 小中学校において男女平等の 内容を含んだ授業を実施した クラスの割合	小・95.9% → 100% 中・100% → 100%	P6
		B 保育園、幼稚園において男女 平等の視点から保育・教育や 保護者への啓発等に取り組ん だ園の割合	(25年度実施予定) -% → 100%	P6
		C 「さんかくカレッジ」修了生 の講師登用回数	毎年 9回 → 10回以上	P6
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	D 市の実施するDV防止啓発講 座等の受講者数	毎年 404人 → 500人 以上	P8
		E 市の実施するセクハラ研修・ 出前講座の受講者数	毎年 666人 → 700人 以上	P8
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	F 市の実施する固定的な役割分 担を解消するための啓発講座 の受講者数*1	毎年 5,182人 → 6,000人 以上	P10
	4 仕事と生活の調和 の推進	G 保育園の待機児童解消期間	12か月 → 12か月	P12
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	H 市の実施する性に関する出前 講座の受講者数	毎年 18,225人 → 17,500人 以上	P14
		I 乳がん検診受診率	17.5% → 50%	P14
Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	J 市の審議会の女性委員の割合	39.9% → 40%	P15
		K 市の女性管理職の割合*2	5.8% → 8%	P15
	7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携	L 市の実施する世界の動きや国 際的な取組についての講座・ 研修の受講者数	毎年 234人 → 300人 以上	P16
	8 市と市民等との パートナーシップ による協働	M 「さんかくウイーク」への参 加者数	毎年 2,455人 → 3,000人 以上	P17
		N 「さんかくウイーク」へのさん かく岡山登録団体の参加率	24.7% → 50%	P17

*1 啓発講座の受講者数：「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

*2 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

基本目標	重点目標	成果の指標	定義	掲載ページ	
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	P6
		B	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	P7
		C	メディア表現の中での男女平等感	新聞、テレビ、インターネットなどのメディアの中で性差別的表現があったときに気づく人の割合	P7
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	D	公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	P8
		E	DV・デートDVに対する認知度	配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	P8
		F	職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	P9
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	G	性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	P10
		H	男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合	P10
		I	事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	P11
	4 仕事と生活の調和の 推進	J	父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合	P12
		K	男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合	P12
		L	仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合	P12
		M	育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気がある職場にあると思う人の割合	P13
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	N	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	P14
		O	健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	P14
	Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	P	単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合
Q			P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合	P15
7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携		R	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	P16
		S	相談できる日本人がいる外国人の割合	となり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合	P16
8 市と市民等との パートナーシップ による協働		T	「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合	P17
		U	「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合	P17

Ⅲ 身近な指標が映す“さんかく都市”

(平成24年度現状値)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～

重点目標 1 男女の個人としての尊厳の尊重

■ 数値目標の現状値

目標A 小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
小学校	100%	100%
中学校	100%	100%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成23年度中に全ての市立小中学校の全クラス（小学校90校の1,238クラス、中学校38校の558クラス）で、男女平等の内容を含んだ授業を実施した割合です。

目標B 保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
取り組んだ園の割合	-%	100%

●平成24年度現状値の説明

- ・保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組むために、リーフレットを作成しました。平成25年度からは、このリーフレットを活用して啓発等に取り組んだ園の割合を評価します。

目標C 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
講師登用回数	8回	10回以上

●平成24年度現状値の説明

- ・平成23年度中に市が実施した事業で、さんかくカレッジ（岡山市男女共同参画大学）の修了生が講師を務めた回数です。

■ 成果指標の現状値

指標A 小中学生の男女平等感

▶指標の定義 = 学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合

重点目標 2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

■ 数値目標の現状値

目標D 市の実施するDV防止啓発講座の受講者数

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
受講者数	215人	500人以上

●平成24年度現状値の説明

- ・平成23年度中に市が実施したDV防止啓発講座の受講者総数です。

目標E 市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
受講者数	575人	700人以上

●平成24年度現状値の説明

- ・平成23年度中に市が実施したセクハラ研修・出前講座の受講者総数です。

■ 成果指標の現状値

指標D 公的相談機関の周知度

▶指標の定義 = 市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合

●平成24年度現状値 28.2%（男性23.2% 女性31.8%）

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数399人）
- ・市内にあるDVについての専門的な相談機関を1つ以上知っていると感じた人の割合（28.2%）です。

指標E DV・デートDVに対する認識度

▶指標の定義 = 配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合

●平成24年度現状値

- ・平手で打つ 82.3%（男性81.3% 女性82.8%）
- ・なぐるふりをしておどす 84.1%（男性82.6% 女性85.1%）
- ・大声で怒鳴る 76.6%（男性73.4% 女性77.8%）

- ・何を言っても無視する 75.3% (男性71.0% 女性77.7%)
- ・交友関係や電話・メールを細かく監視する 85.8% (男性84.3% 女性86.8%)

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数399人)
- ・配偶者・パートナーや恋人関係にある人を平手で打つ行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(53.8%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(28.5%)と答えた人の割合(82.3%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性50.3%、女性55.7%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性31.0%、女性27.1%)です。
- ・なぐるふりをして配偶者・パートナーや恋人関係にある人をおどす行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(47.2%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(36.9%)と答えた人の割合(84.1%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性39.4%、女性52.5%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性43.2%、女性32.6%)です。
- ・大声で配偶者・パートナーや恋人関係にある人を怒鳴る行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(33.9%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(42.7%)と答えた人の割合(76.6%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性26.6%、女性38.9%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性46.8%、女性38.9%)です。
- ・配偶者・パートナーや恋人関係にある人が何を言っても無視する行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(34.2%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(41.1%)と答えた人の割合(75.3%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性29.0%、女性37.7%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性41.9%、女性40.0%)です。
- ・配偶者・パートナーや恋人関係にある人の交友関係や電話・メールを細かく監視する行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(51.9%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(33.9%)と答えた人の割合(85.8%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性50.3%、女性55.0%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性34.0%、女性31.8%)です。

指標F 職場におけるセクハラへの対応度

▶指標の定義 = 職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

●平成24年度現状値 84.0%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した463事業所にアンケート調査を実施。(回収数296事業所)
- ・セクハラが発生した場合に、何らかの対応ができる相談体制や対応マニュアルがあると回答した事業者の割合(84.0%)です。内訳は、「相談体制と対応マニュアルが両方ともある」(48.8%)、「相談体制だけある」(29.6%)、「対応マニュアルだけある」(5.6%)です。

重点目標3 固定的な性別役割分担の解消

■数値目標の現状値

目標F 市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
受講者数	6,270人	6,000人以上

●平成24年度現状値の説明

- ・平成23年度中に市が実施した固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者総数です。
- ・「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含みます。

■成果指標の現状値

指標G 性別による固定的役割分担意識の解消度

▶指標の定義 = 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合

●平成24年度現状値 63.1% (男性57.7% 女性68.6%)

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数399人)
- ・「男は外で働くもの、女は家庭を守るものだ」という考え方について「そう思わない」(38.4%)又は「どちらかといえばそう思わない」(24.7%)と答えた人の割合です。男女別に見ると、「そう思わない」(男性33.3%、女性43.5%)、「どちらかといえばそう思わない」(男性24.4%、女性25.1%)です。

指標H 男性の家事、子育て分担割合

▶指標の定義 = 男性が担っている家事、子育ての割合

●平成24年度現状値

- ・家事 平均23.0% (女性が回答22.6% 男性が回答23.3%)
- ・子育て 平均26.5% (女性が回答26.0% 男性が回答26.6%)

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数399人)
- ・家庭で男性が担当している家事(炊事、掃除、洗濯、買い物、家事雑事)の割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- ・割合別の内訳は、0割(11.6%)、1割(28.8%)、2割(24.1%)、3割(16.6%)、4割(6.9%)、5割(6.3%)、6割(1.3%)、7割(1.3%)、8割(1.3%)、9割(0.6%)、10割(1.3%)となっています。ただし、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。

- ・ 家庭で男性が担当している子育ての割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- ・ 割合別の内訳は、0割 (9.0%)、1割 (22.9%)、2割 (20.5%)、3割 (24.1%)、4割 (6.6%)、5割 (10.8%)、6割 (0.6%)、7割 (2.4%)、8割 (0.6%)、9割 (1.2%)、10割 (1.2%) となっています。ただし、子どもがいない家庭、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。

指標Ⅰ 事業者における固定的役割分担の解消度

▶ 指標の定義 = 来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合

● 平成24年度現状値 35.2%

● 平成24年度現状値の説明

- ・ 平成24年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した463事業所にアンケート調査を実施。(回収数296事業所)
- ・ 来客などでお茶を出す場合に、男性社員も女性社員もお茶くみをしていると回答した事業者の割合(35.2%)です。

重点目標4 仕事と生活の調和の推進

■数値目標の現状値

目標G 保育園の待機児童解消期間

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
解消期間	12か月	12か月

●平成24年度現状値の説明

- ・平成23年度中において保育園の待機児童がゼロであった期間(12か月)です。

■成果指標の現状値

指標J 父親の育児への積極的参加率

▶指標の定義 = 3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合

●平成24年度現状値 84.4%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年8月、9月の3歳児検診対象者1,073人を対象にアンケート調査を実施。(回収数595人)
- ・父親が育児に積極的に参加していると回答した人の割合(84.4%)です。

指標K 男性の介護参加率

▶指標の定義 = 介護経験のある男性の割合

●平成24年度現状値 66.1% (女性76.0%)

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数399人)
- ・現在または過去、家庭において介護が必要な人がいる(いた)と答えた人の中で、介護をしている(した)と答えた男性の割合(66.1%)です。

指標L 仕事と生活とのバランスの満足度

▶指標の定義 = 仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合

●平成24年度現状値 47.6% (男性47.7% 女性47.3%)

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケ

- ート調査を実施。(回収数399人)
- ・「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・つきあい等）のバランスがとれているかどうかについて「よくとれている」(8.2%)又は「どちらかといえばとれている」(39.3%)と答えた人の割合です。

指標M 育児・介護休暇制度の事業者における理解度

▶指標の定義 = 育児・介護休暇を取りやすい雰囲気が職場にあると思う人の割合

●平成24年度現状値 27.4%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数399人)
- ・仕事を持っている人のうち、育児や介護のための休暇を「男女とも取りやすい雰囲気がある」と回答した人の割合(27.4%)です。

重点目標5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

■ 数値目標の現状値

目標H 市の実施する性に関する出前講座の受講者数

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
受講者数	16,281人	17,500人以上

●平成24年度現状値の説明

・平成23年度中に市が実施した性に関する出前講座の受講者総数です。

目標I 乳がん検診受診率

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
検診受診率	16.7%	50%

●平成24年度現状値の説明

・平成23年度中に市が実施した乳がん検診の受診率です。

■ 成果指標の現状値

指標N 中学生の性に関する相談の充実度

▶指標の定義 = 性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合

●平成24年度現状値 53.4% (男子45.6% 女子61.8%)

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、全ての市立中学校において2学年の1クラスの生徒(計1,163名)を対象にアンケート調査を実施。
- ・(自分の身近に)性についての悩みを相談できる大人が「いる」と答えた生徒の割合(53.4%)です。
- ・男女別に見ると、「いる」と答えた男子生徒の割合は45.6%、女子生徒の割合は61.8%となっています。

指標O 健康診断の受診率

▶指標の定義 = 過去1年間に健康診断を受診した人の割合

●平成24年度現状値 77.1% (男性84.5% 女性71.0%)

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数399人)
- ・最近の1年間に健康診断を受けたと回答した人の割合(77.1%)です。
- ・男女別に見ると、男性は84.5%、女性は71.0%です。

重点目標6 政策・方針の立案及び決定過程 への男女の共同参画の促進

■数値目標の現状値

目標J 市の審議会の女性委員の割合

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
女性委員割合	40.3%	40%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年4月1日現在における女性委員の割合(40.3%)です。
- ・対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市が設置した全ての附属機関〔計57(委員数0を除く)〕です。

目標K 市の女性管理職の割合

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
女性管理職割合	5.7%	8%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年4月1日現在において、管理職職員(教育職を除く課長相当職以上)439人のうちで、女性が占める割合(5.7%)です。

■成果指標の現状値

指標P 単位町内会長の女性の割合

▶指標の定義 = 単位町内会長に占める女性の割合

●平成24年度現状値 4.2%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年4月1日現在のすべての単位町内会(1,721)における女性の単位町内会長の割合(4.2%)です。

指標Q PTA会長の女性の割合

▶指標の定義 = 市内の小学校・中学校のPTA会長のうち、女性の会長の占める割合

●平成24年度現状値 4.0%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年度において、市立の全ての小・中学校(126校)のPTA会長のうちで、女性が占める割合(4.0%)です。
- ・内訳は、小学校で3.4%(3校)、中学校で5.4%(2校)となっています。

重点目標7 国際的な取組についての理解及び協調、連携

■数値目標の現状値

目標L 市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
受講者数	546人	300人以上

●平成24年度現状値の説明

- ・平成23年度中に市が実施した世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者総数です。

■成果指標の現状値

指標R 「ジェンダー」という言葉の認知度

▶指標の定義 = 「ジェンダー※1」という言葉の意味を知っている人の割合

- ※1 ジェンダーは、国連などの国際会議でも使われ、世界的にも広く認められている言葉。生物学的性別（セックス／s e x）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性、男性の別のこと。

●平成24年度現状値 15.7%（男性18.2% 女性14.0%）

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数399人）
- ・ジェンダーについて※1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合（15.7%）です。
- ・参考までに、「言葉ぐらひは知っている」と答えた人の割合は27.8%です。

指標S 相談できる日本人がいる外国人の割合

▶指標の定義 = とおり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合

●平成24年度現状値 困ったとき相談する人がいる 67.8%

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、外国人登録原票から無作為抽出した外国人市民400人を対象にアンケート調査を実施。（回収数91人）
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「困ったとき相談する人がいる」と答えた人の割合（67.8%）です。

重点目標8 市と市民等とのパートナーシップによる協働

■数値目標の現状値

目標M 「さんかくウイーク」への参加者数

●平成24年度現状値

年度	H24	H28目標値
参加者数	2,708人	3,000人以上

●平成24年度現状値の説明

- ・さんかくウイーク2011（平成23年度市男女共同参画推進週間）中の行事への参加者総数です。

目標N 「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率

●平成24年度現状値 20.9%

年度	H24	H28目標値
参加率	20.9%	50%

●平成24年度現状値の説明

- ・「さんかく岡山」の登録団体(67団体)のうちで、平成23年度の「さんかくウイーク」において、その実行委員会メンバー又はワークショップの主催者等として参加した団体の割合(20.9%)です。

■成果指標の現状値

指標T 「さんかくウイーク」の認知度

- ▶指標の定義 = 「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合

●平成24年度現状値 27.2%（男性21.2% 女性31.7%）

●平成24年度現状値の説明

- ・平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数399人）
- ・さんかくウイークについて、「行事に参加したことがある」または「知っているが行事に参加したことはない」と答えた人の割合(27.2%)です。
- ・さんかくウイークは、市民公募による男女共同参画推進週間の愛称です。

指標U 「さんかく岡山」の事業内容の認知度

- ▶指標の定義 = 「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合

●平成24年度現状値 45.4%（男性39.5% 女性53.1%）

●平成24年度現状値の説明

- 平成24年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数399人)
- さんかく岡山で実施している事業（講演会・講座、地域への出前講座、図書の閲覧・貸出、映画会、相談（DV等）、会議室や展示コーナーの貸出、託児、その他）について、1つ以上知っていると答えた人の割合(45.4%)です。男女別に見ると、男性の割合は39.5%、女性の割合は53.1%となっています。

IV 平成23年度に実施した主な施策

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
① 男女平等を推進する教育・学習	男女共同参画の視点をいれた学習の推進	○「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施 【内容】小中学校において男女平等教育を学習主題として取り上げている内容を含んだ授業を実施。 【実績】小学校 1,238クラス（総クラス 1238） 中学校 558クラス（総クラス 558）	指導課
		○男女平等に関する意識調査 【内容】新さんかくプランの目標達成度を測るため、小中学生を対象に男女平等に関する意識調査を実施。 【対象／実施日】市立全小学校の5年1クラス、全中学校の2年1クラス（抽出）の児童生徒／7月	指導課
		○男女平等教育に関する調査 【内容】学校園の実態把握と教職員の男女平等意識の高揚のため、男女平等教育に関するアンケート調査を実施。 【対象／実施日】市立幼稚園・小中学校／9月	指導課
		○視聴覚教材の購入、貸出 【内容】幼稚園・小学校・中学校等にビデオの貸し出しを行い、男女平等・相互理解・協力等について理解を深め、これらの教育の充実を図る。 【実績】男女共同参画をテーマに含む作品の年間利用件数25件、新規購入1本	指導課
		○標語の作成と啓発 【内容】ジェンダーをテーマとする標語や絵画を小学生に作成してもらい、展示。 【実績】2館、294人	公民館
		○男女共同参画社会研修講座 兼 10年経験者研修講座 【内容／講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」／岡山市男女共同参画社会推進センター 真邊和美 企画調整監 【実施日／場所】7月22日／岡山ふれあいセンター 【対象／受講生】幼・小・中学校の教職員の希望者及び10年経験者研修受講者／9人 ○新任教務主任研修講座 【内容／講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」／岡山市男女共同参画社会推進センター 真邊和美 企画調整監 【実施日／場所】10月4日／教育研究研修センター 【対象／受講生】小・中学校の新任教務主任／32人 ○男女平等教育研修講座 【内容／講師】「男女平等教育の推進」／福山市立大学 正保正恵 教授 【実施日／場所】5月10日／岡山ふれあいセンター 【対象／受講生】幼・小・中学校の男女平等教育担当者／177人	教育研究研修センター
		○校園内人権教育研修会 【内容】各学校園の教職員人権研修において、男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】16校園（18回）、幼稚園0園、小学校13校（15回）、中学校3校（3回）	指導課
		○中学校区教職員人権教育研修会 【内容】中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員の交流研修において男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】7中学校区、7回、696人	
		○基本研修への男女共同参画研修の導入 【内容】男女共同参画をメインテーマとする研修を階層別研修で実施。 【受講者】新規採用職員（120人）	人事課
		○いきいきライフデザインセミナー 【目的・内容】女性が、さまざまな環境の中で、仕事と家庭生活を両立させ、豊かな人生を送るための方法（ライフデザイン）を学び、自らのモチベーションを高めることで、今後の仕事における能力発揮や家庭生活をより充実したものにするを目的とする。（対象者 所属長が推薦する主任級以上の女性職員） 【実施日／場所／対象／修了者数／時間数】12月20日／職員研修所 第2研修室／女性職員（14人）／14人／5時間30分 【講師】（株）ヒューマネージ 小林こずえ 【科目】 ○女性活性化の今 ○女性の脳・男性の脳 ○自己発見 ○自分の良さを再発見 ○未来をデザインしてみよう ○まとめ	人事課
	○公民館新任職員研修の実施 【内容】新任の館長を対象に、新さんかくプランや、DV対策基本計画などについて学ぶ研修を実施。 【実施日／受講者数】5月20日／18人	公民館	

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
	男女共同参画を推進する人材の養成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○さんかくカレッジ（基礎コース） 【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・家庭・職場・社会で活躍できる人材を育成。 【実績】岡南公民館・吉備公民館各9講座、受講生延べ242人 ○さんかくカレッジ（専門コース ①ジェンダー統計 ②ワンコイン講座） 【内容】男女共同参画に関する知識を有する人材のさらなるレベルアップを図り、男女共同参画推進の具体的な活動ができる人材を育成。 【実績】①ジェンダー統計9講座、受講生17人、修了生15人 ②ワンコイン講座（コース生以外でもジェンダー統計の希望の講座を受講可能）9講座、受講生延べ5人 	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ○講師人材養成のためのミニ講座の実施 【内容】さんかくカレッジ専門コース専門応用講座修了者を、公民館や学校等の講座の講師として紹介することにより、地域でのさらなる男女共同参画の推進をはかる。 【実績】6人（延べ8人、さんかくカレッジ基礎コース5人、さんかくウイーク公民館行事3人） 	男女共同参画課
	家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館重点テーマによる主催講座の開催 【内容】公民館全体で、男女共同参画をテーマとする主催講座を実施。 【実績】37館、64講座、延べ4,301人 	公民館
		<ul style="list-style-type: none"> ○PTA人権教育研修会 【内容】各学校園でPTAが主催する人権教育研修会において、男女共同参画をテーマにした研修会を実施。 【実績】20校園、2,033人 	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ○公民館高齢者講座 【内容】公民館主催の高齢者講座において、男女共同参画をテーマにした講座を実施。 【実績】2館、132人 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○グループ活動 【内容】家庭や地域の教育力の活性化を図るため、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に地域の人たちで子育てに関する学習・交流・実践活動を継続的に行った。 【対象/期間/場所】保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に54グループ（会員3,371人）/5月～2月（年4回以上）/幼稚園、小学校、公民館、コミュニティハウス等 ○家庭教育セミナー 【内容】子育てや家庭教育にかかわる活動を地域や職場で計画しているグループの自主的な学習会・講演会を支援。 【対象/実績/参加者】市内在住・在勤者15人以上で構成する団体の家庭教育・子育てに関する学習活動/2件/参加者数36人 	子ども福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する学習会への講師の派遣 【内容】学校等において、児童・生徒・学生等を対象に実施される男女共同参画についての講演会等に講師を派遣。 【実績】0校 	男女共同参画課	
	男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○「さんかく条例」等の周知 【内容】階層別研修等で「さんかく条例」のリーフレットを配布し、条例等の周知に努めた。 	男女共同参画課
②	情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○メディア・リテラシー教育の実施 【内容】小中学校においてメディア・リテラシーを中心に据えた授業を実施。 【実績】小学校 427クラス（総クラス 1,238） 中学校 304クラス（総クラス 558） 	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ○教育の情報化担当者研修講座 【内容/講師】「教育の情報化・情報モラル・情報セキュリティ」/教育研究研修センター指導主事 【実施日/場所】5月26日/岡山ふれあいセンター 【対象者/受講生】小・中学校の情報教育担当者/99人 	教育研究研修センター
		<ul style="list-style-type: none"> ○市職員人権研修などの実施 【内容】研修の中で人権尊重の視点に立った表現について取り上げた。 	人権推進課
	地域の環境浄化のための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○機関誌「いくせい」の発行 【内容】各地区の青少年健全育成の取組や岡山市青少年育成センターの取組を紹介。 【実績】1,200部×6号 	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> ○岡山市青少年育成協議会への補助 【内容】市内36中学校区の育成協議会専門部環境浄化部に、有害図書自動販売機設置の実態把握及び排除のための行動を依頼。 	生涯学習課

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
① 女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり	市民への意識啓発	<p>○企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でパワハラ・セクハラ等について取り上げた。 【実績】105回、約6,900人</p> <p>○事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座 【実績】4事業者</p> <p>○デートDV等をテーマとする主催講座の開催 【内容】DV、デートDVをテーマとする講座を開催。 【実績】1館、6人</p> <p>○「さんかく岡山」出前講座 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】①DVについて（現状と援助者の心得）/4月15日/職員研修所/生活保護新任現業員/40人 ②男女共同参画とDV/4月26日/市役所7階大ホール/民生委員理事/75人 ○「相談支援センター」事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】①支援グループワーク「和」全4回/4月16日、6月18日、7月16日、2月25日/さんかく岡山/DV被害者サポーター/17人/ ②グループワーク全2回/9月17日、3月3日/さんかく岡山/DV被害者サポーター/29人 ○その他研修等 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】緊急一時保護研修/4月18日/さんかく岡山/緊急一時保護業務従事者/12人</p> <p>○市広報紙、市政テレビ、市政ラジオ等による広報 ○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」（デュオ）の配布 ○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布</p>	人権推進課 男女共同参画課・人権推進課 公民館 男女共同参画課 男女共同参画課
	相談体制の充実	<p>○犯罪被害者等支援に関する岡山市職員研修事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】基調講演、対話・意見交換など/11月21日/ほっとプラザ大供/関係職員/95人 ○犯罪被害者等総合相談窓口 【相談件数】16件</p>	安全・安心ネットワーク推進室
		<p>○男女共同参画相談支援センター（一般相談） 【内容】専門の相談員5人が、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害に関して、面接・電話相談に応じる。 【相談件数】3,737件（うちDV相談1,392件） ○男女共同参画相談支援センター（特別相談） 【内容】一般相談を受けた相談者の中で法律相談や心理カウンセリングが必要と認められる者を対象に、それぞれ毎月1回、弁護士や精神科医師等が相談に応じる。 法律相談49件、精神科医相談・心理カウンセリング37件</p>	男女共同参画課
		<p>○各福祉事務所への女性相談員の配置 【内容】女性相談員13人（男性2人、女性11人）を各福祉事務所へ配置し、女性に対する人権侵害に関する相談・支援業務を行った。 【実績】相談件数 6,799件</p>	こども福祉課
		<p>○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 【内容】男女共同参画相談支援センターの「相談ほっとライン」や配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を紹介したカードやパンフレットを市内の関係機関や医療機関に配布。また、本庁舎や各支所等の窓口に設置。</p>	男女共同参画課
		<p>○地域こども相談センターのパンフレットの配布 【内容】児童虐待の通告先として各福祉事務所の地域こども相談センターの周知を図る中で、合わせて女性相談窓口の周知も図った。</p>	こども福祉課
		<p>○児童虐待防止啓発リーフレットの作成・配布 【内容】児童虐待防止啓発のためのリーフレットの内容を刷新し、通告義務の周知を図った。また、通告先として各福祉事務所内地域こども相談センターの周知を図る中で、合わせて女性相談窓口の周知も図った。</p>	こども福祉課
		<p>○市男女共同参画相談支援センター相談員に対する研修 【実績】全国シェルターシンポジウム（仙台市）、DV相談担当職員専門研修会、内閣府「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業」相談員研修、犯罪被害者等支援に関する職員研修、ファシリテーター養成講座、スーパーバイズほか</p>	男女共同参画課
		<p>○女性相談、DV関係各種会議・研修会への参加 【内容】岡山県女性相談所の行う女性相談員連絡会、DV被害者支援機関連絡会や全国婦人相談員研究協議会等の研修に参加し資質、能力の向上を図った。</p>	こども福祉課
		<p>○DV被害者支援のための講演会 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】DV（女性と子どもへの暴力）～民間活動から見える実態と必要な支援～/2月23日/職員研修所3階第3研修室/DV対策庁内ネットワーク会議関係課職員・窓口担当職員/31人</p>	男女共同参画課

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
	関係機関等との連携の促進	○庁外ネットワーク会議 【会議名／構成／回数】①女性相談員等連絡会議／県下全域の女性相談員等／3回 ②女性の権利相談機関連絡会／弁護士会、県下の男女共同参画センター、県警本部、女性相談所／3回 ③DV被害者保護支援関係機関連絡会議／福祉事務所、県警本部、女性相談所等／2回 ④DV防止法の運用に関する関係機関との事務打ち合わせ／岡山地方裁判所、県下男女共同参画センター、県警本部生活安全企画課／1回	男女共同参画課
②	配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進	○DV被害者緊急一時保護 【内容】「さんかく条例」に基づき、DV被害者に対して市独自の緊急一時保護を24時間体制で実施。 【実施件数】5件	男女共同参画課
		○DV防止法に基づく一時保護の受託 【目的】配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族を一時保護 【対象】岡山県女性相談所からの委託者 【実施件数】暴力被害者3名、同伴児童6名	こども福祉課
		○DV被害者の市営住宅の優遇抽選 【内容】DV被害者については、市営住宅への入居者選考において抽選番号を2つ付与する優遇抽選を実施する。 【実績】3件	住宅課
		○市営住宅の目的外使用許可 【内容】DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者等については、市営住宅への目的外使用による一時入居を許可する。 【実績】0件	住宅課
	民間団体等と連携した支援	○DV被害者支援民間シェルター運営事業補助 【内容】シェルターを運営する民間団体に対して、その運営を支援し、DV被害者の保護・自立支援の充実を図る。 【実績】補助事業者 1団体	男女共同参画課
		○岡山市DV被害者自立支援サポート人材育成事業 【内容】民間シェルターを運営し、DV被害者の自立支援を行っている実績のある民間団体（NPO法人）に委託し、DV被害者が自立していく際に必要となる心のケアや、就労等を支援できる人材育成を行う。	男女共同参画課
		○DV被害者自立支援事業 【内容】DV被害者が自立し、社会生活ができるほどの長期的な支援を行う専用施設（ステップハウス）を運営する民間団体に補助金を交付することにより、DV被害者の保護・自立支援等の充実を図る。	男女共同参画課
	加害防止のための調査研究	—	男女共同参画課
	DV家庭の子どもへの支援	—	男女共同参画課・こども福祉課
③	職場におけるセクハラ防止対策の推進	○事業者へのセクハラ研修出前講座（再掲）	男女共同参画課・人権推進課
		○企業などを対象とした人権研修の実施（再掲）	人権推進課
		○セクハラ（パワハラ）相談の実施・セクハラ防止の啓発 【実績】①相談窓口を設け、ハラスメント相談を実施する。 ②セクハラ（パワハラ）相談件数33件（内訳・・・セクハラ8件、パワハラ20件、その他5件） ③臨床心理士による特別相談（月1回）設け、助言、調査、措置及び指導を行う。相談件数0件 ④早めの対応、問題解決を目的とする「ハラスメントに対する手引書」（ハラスメント救急箱）の有効利用（利用件数4件） ⑤職場における職員人権研修に、セクハラ・パワハラ防止内容を取り入れてもらう。 ⑥職員共通システムにより、セクハラ・パワハラ相談窓口を周知する。 ⑦職場研修（新任主任・課長対象）を行う。 ⑧セクハラ・パワハラ等防止・対策委員会を開催した。（1回）	給与課
	教育の場におけるセクハラ防止対策の推進	○校園長会等でのセクシュアルハラスメントを含む服務の徹底について指導し、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努める。 【実績】校園長会（年3回）、校長会等（幼稚園・小学校・中学校／各年1回）、副校長・教頭会（小学校・中学校／各年1回） 【対象】管理職員 ○セクシュアルハラスメント等の防止に向けたリーフレットを作成し、市内の幼・小・中・高の全教職員へ配付し、啓発した。あわせて、セクシュアルハラスメントについての相談窓口をリーフレットに明記した。 【作成部数】小・中・高4,000部、幼400部 ○公民館長研修の実施 【内容】館長を対象に、セクハラ及びパワハラをテーマとした研修を実施。 【実施日／受講者数】5月6日／38人	学事課
			公民館

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①講演会「「老い支度」なぜ必要？～女性が老後に直面しやすい問題とは～」／6月25日／さんかく岡山／一般市民／109人 ②講演会「変わるお葬式、消えるお墓～性別と多様性の視点から～」／7月2日／さんかく岡山／一般市民／95人 ③講演会とワークショップ「女性の視点で考えるこれからの防災～あなたの街は大丈夫？～」／12月3日／さんかく岡山／一般市民／38人 ④講演会とワークショップ「自分が決めるいのちのかたち～終末期をどのように生きるか？、自分のため、家族のために～」／2月5日／さんかく岡山／一般市民／74人 ⑤ミュージカル「紅中トキドキ交響曲～同じ空の下 あなたがいたことを忘れない～」／2月26日／岡山ふれあいセンター／一般市民／310人 ○「さんかく岡山」主催事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①「夏休みわいわい子ども塾 働く女性（母親）の支援」／7月25日、29日、8月19日、22日、24日、26日、29日／さんかく岡山／一般市民／延べ349人 ②企業向け男女共同参画推進ゼミナール～「経済学」で考えると見えてくる～「解雇規制は雇用機会を減らし格差を拡大させる」／11月19日／きらめきプラザ5階会議室／一般市民／27人 ○「さんかくウイーク」実行委員企画事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】講演会「歴史から学ぶ女と男～女たちと戦国武将～」／6月18日／西川アイプラザ／一般市民／246人 ○「さんかく岡山」シアター&café 【内容】学習ビデオ・映画の上映と意見交換。 【場所／回数／対象／参加者数】さんかく岡山／12回／一般市民／延べ127人	男女共同参画課
		○公民館主催講座の開催 【内容】固定的な性別役割分担の見直しをテーマとする講座を開催。 【実績】3館、延べ143人	公民館
		○事業者への男女共同参画出前講座の実施 【実績】1事業者	男女共同参画課・人権推進課
		○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」（デュオ）の配布 【内容】市民に男女共同参画を身近に感じ、理解を深めてもらうため、公募した市民の編集委員が中心となって取材や編集を行い、作成した情報誌「DUO」を関係機関に配布。また町内会に配布し、回覧する。 【実績】28,000部作成／町内会への回覧用 20,196部	男女共同参画課
	食の問題に対する男性の関与の促進	○公民館主催講座の開催 【内容】男性を対象に、食育に関する講座を開催。 【実績】14館、延べ1,469人	公民館
		○食に関する指導状況調査 【内容】教科・特別活動における食に関する指導に係わるとともにその実績を調査する。 【対象／時期】小中学校／H24年3月 【実績】 (1)栄養教諭・学校栄養職員による教科別実施状況 123校／127校、673回 ①学級活動 ②家庭・技術家庭 ③体育・保健体育 ④総合的な学習 ⑤生活 (2)教諭による文部科学省食生活教材の活用による食に関する指導の実施（小1・3・5年、中2対象） 62校／127校、321回 ○スクールランチセミナー 【内容】食生活に関心を持たせ、望ましい食習慣の育成を目指して、学校栄養職員・栄養教諭が中心になり、「早寝早起き 朝ごはん」をテーマに、長期休業中に中学校区の公共施設や各学校施設を使用して、保護者を交え調理実習と食指導を実施する。 【対象】小中学生とその保護者 【実績】36全中学校区40会場実施（1小単独実施・3中複数実施）延べ参加者数 1,088人	保健体育課

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
		○家庭・地域との連絡を図る活動 【内容】学校給食への理解や関心を高め、給食活動や食事のマナーなどの実態を把握し、家庭における食生活やしつけのあり方について具体的な課題を見出すことができるように、各学校で学校や家庭、地域の実情に応じて創意工夫して親子給食や給食試食会、招待給食などを実施する。 【対象】保護者、就学前の子ども、地域の方、生産者等 【実績】127校/127校、327回、延べ参加者数 8,082人	
		○男性のための料理講習会 【内容】望ましい食習慣や知識の普及、生活習慣の改善、健康増進・健康な地域づくり 【対象】健康づくりに関心のある地域の男性 【場所/実績】各地区公民館等/79地区	健康づくり課
	苦情や相談を通じた市政の見直し	—	男女共同参画課
② 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	男女共同参画の視点を入れた入札制度の検討	○男女共同参画の視点をいれた他自治体の入札制度の情報収集 入札制度における男女共同参画を推進するための仕組みづくりの研究・検討	監理課・男女共同参画課・こども企画課
	男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知	○公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催 【目的】人権が尊重された公正な採用選考による就職の機会均等の確保及び明るく働きやすい職場環境づくり。 【対象】公正採用選考人権啓発推進員及び事業者 【内容】「企業の社会的責任（CSR）と人権」をテーマに、人権の意識が基本であり、共感の思想や対話が重要であること。ハラスメントの基準は相手が決めるものであり、多様性を認め合い、お互いを尊重しあうことが重要であることについて学んだ。 【日時】7月19日 【参加者】549人	人権推進課
		○事業者への出前講座の実施（再掲）	男女共同参画課・人権推進課
	農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	○「男女共同参画のつどい in 岡山」の開催 【内容】J A岡山との共催で「男女共同参画のつどい in 岡山」を開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【主な事業】「男女共同参画のつどい in 岡山」の開催。 【対象/開催日/場所】J A岡山関係者/H24年1月30日/J A岡山西大寺支所3階大ホール 【実績】参加者328人	農林水産課
③ 女性の参画の少ない分野における対策の推進	まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	○岡山市防災まちづくり学校 【内容】地域における防災リーダーの養成 【コース】6回の講座及び神戸視察の計7回。（6月から翌年の1月にかけておおむね月1回実施。） 【実績】46人受講（内女性7人）	危機管理課
		○地域防犯体制への女性の参画 【実績】安全・安心ネットワーク連絡協議会等の機会において、呼びかけを行った。（1回）岡山市連合町内会男女共同参画専門部会を開催した。（2回）	安全・安心ネットワーク推進室
		○女性消防団員増加の推進 【実績】①総員98名となる（36分団/100分団）。団員総数4,697名（H24.7.1基準） ②市民対象の救命講習等の指導、また各種行事で消防活動の重要性の広報を行う（H23年度女性消防団員出動回数624回）。 ③第17回全国女性消防団員活性化香川大会へ参加。男性7名、女性13名 ④第2回岡山県女性消防団員・若手消防団員研修会への参加（男性8名、女性9名）	消防企画総務課
		○公民館主催講座の開催 【内容】女性を対象に、性別役割分担意識の見直しをテーマとする講座を開催。 【実績】2館、166人	公民館
	若年層における理数分野への興味の拡大	○理科支援員配置事業 【内容】外部人材を理科支援員とし活用することにより、授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を図り、小学校における理科授業の充実を目指す。 【実績】小学校 11校（15人）、全61クラス	指導課

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
		○公民館主催講座の開催 【内容】小学生を対象に、理数分野への興味や関心を高めることにつながる講座を開催。 【実績】4館、延べ1,099人	公民館
		自然体験リーダー養成と活動支援 【実績】①自然体験リーダー養成講座の開催 全5回開催 修了生11人（男性4人・女性7人） ②自然体験リーダーズクラブ（男性35人、女性22人）の活動支援 ③自然体験リーダーの公民館等への派遣 12回（男性28人、女性20人）	生涯学習課
④ 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進	男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	広報紙の作成にあたり、人権尊重の視点にたった「表現」のための手引に基づき男女共同参画の視点に立った広報紙の作成に努めた。	広報課
		○市職員研修（新規採用職員研修）においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点に立った「表現」に努めるよう促した。	男女共同参画課
		○市職員人権研修において、広報ガイドラインの内容をふまえた研修素材や話題などを活用し、男女共同参画についての意識啓発を行った。	人権推進課
	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	○市広報紙「市民のひろば おかやま」への掲載 【内容】毎月発行、全世帯配布。 【特集等】①4月号「男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰の推薦」（1/8頁） ②6月号「さんかくウイーク2011」（1頁） ③7月号「日本女性会議2011松江参加者募集」（1/8頁） ④11月号「さんかくウイーク2012実行委員募集」（1/8頁） ⑤12月号「第3次さんかくプラン（素案）に対するパブリックコメント募集」（1/3頁） ⑥1月号「第3次さんかくプラン（素案）の公聴会開催」（1/4頁） ⑦2月号「岡山市男女共同参画専門委員募集」（1/8頁）、「情報誌『DUO』（デュオ）編集委員募集」（1/8頁）、「さんかくウイーク2012広報用イラスト募集」（1/4頁）	広報課・男女共同参画課
		○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」（デュオ）の発行（再掲）	男女共同参画課
	市民意識・実態調査の定期的な実施	○市政テレビ「情報かわらばん」「いきいきおかやま」（CATV on i ビジョン）の放送 【内容】市政の動向・行事・課題などを、文字放送形式（文字とナレーション／週替わりの5分番組を毎日3回放送）とアナウンサーとの対話形式（半月替わりの10分番組を毎日3回放送）で放送。 【テーマ/放送日】（文字放送形式）①さんかくウイーク2011/6月14日～20日 ②第3次さんかくプラン（素案）に対するパブリックコメント募集/12月12日～19日 ③さんかくウイーク2012イラスト募集/2月6日～12日（対話形式）①さんかくウイーク2011/6月1日～15日	広報課・男女共同参画課
		○市政ラジオ「くらしと市政」（RSK）の放送 【内容】パーソナリティによる原稿読み上げ形式（毎週金曜11時22分前後～3分程度） 【テーマ/放送日】さんかくウイーク2011/6月10日	男女共同参画課
	男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集、整備、提供	○「新さんかくプラン」行政評価（冊子）の発行	男女共同参画課

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
① 多様なライフスタイル（仕事と育児の両立を含む）に対応した子育て支援策の充実	保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】創設4園（（仮称）中仙道保育園）、（（仮称）第二宝島保育園）、（（仮称）第二白鳩保育園）、（（仮称）ひばり保育園）（いずれも平成24年度に繰越） 	保育課
		<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の待機児童の解消 【内容】保育所の定員増・定員の弾力化による受入児童数の拡大。 【定員】13,027人（平成24年3月）（対前年比）110人増 	保育課
		<ul style="list-style-type: none"> ○特別保育事業の拡大 【内容】①延長保育実施園の拡大 ②一時預かり実施園の拡大 ③休日保育実施園の拡大 【実施園数（平成24年3月）／（対前年比）】①85園／1園増 ②56園／5園増 ③8園／増減なし 	保育課
		<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業 【内容】仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、適切な遊びと生活の場を与えた。 【クラブ数】（平成23年度末）89クラブ 	こども福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ○公民館主催講座の開催 【内容】男性の家事参加を促すことにつながる講座を開催。 【実績】10館、延べ881人 	公民館
		<ul style="list-style-type: none"> ○子育て休暇の実施 【目的】市職員の特別休暇制度（子育て休暇）により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数47人（平成23年度に取得した男性職員（市長事務部局）） 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護のための早出遅出出勤制度 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げでの勤務を可能とする。 【対象】市職員 【実績】取得人数2人（平成23年度に取得した男性職員（市長事務部局）） 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ○部分休業 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間のうち一部（2時間以内）について勤務しないことができる。 【対象】市職員 【実績】取得人数1人（平成23年度に取得した男性職員（市長事務部局）） 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ○育児時間 【目的】市職員の特別休暇制度（育児時間）により、育児にかかる職員の負担の軽減を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数8人（平成23年度に取得した男性職員（市長事務部局）） 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ○育児短時間勤務制度 【目的】育児と仕事の両立を容易にするため、職員が完全に職務を離れることなく長期に育児のための短時間勤務を可能とするもの。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人（平成23年度に取得した男性職員（市長事務部局）） 	人事課
	地域の子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援センター 【内容】育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他各保育園の特色を生かした事業を行い、子育てを支援した。 【設置数】公立3センター、私立18センター 	こども福祉課・保育課
		<ul style="list-style-type: none"> ○児童館 【内容】児童福祉法に基づく児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操の育成を図る。 【設置数】直営10館、指定管理者へ委託13館（社会福祉協議会8館、ふれあい公社5館） 【実績】利用者数400,427人 	こども福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ○子育て広場（11カ所）の開設 【内容】子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として設置し、子育ての悩みの解消や子育て仲間づくりを図った。 【期間／場所】4月～3月／幼稚園9園、公民館1館 【対象／参加者数】乳幼児を持つ親／大人7,111人、子ども8,814人 	こども福祉課

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
		○のびのび親子広場 【内容】幼稚園の施設や機能を活用し、子育て支援を実施する。①未就園児の保育活動 ②園庭・園舎の開放 ③子育て相談 ④その他 実施園の行事、子育てサークルとの連携、子育て情報の提供など 【実績】公立幼稚園全園（69園）で計画的に実施。各園の年間計画をまとめたパンフレットを作成し「おぎゃつと岡山」「わくわく子どもまつり」等の会場で配布	こども企画課
		○ファミリーサポート事業 【内容】育児の相互援助活動による、働く人の仕事と家庭の両立、安心して働くことができる環境づくりを図った。 【会員数】依頼会員：2,018人、提供会員：548人、両方会員：352人、合計：2,918人 【活動件数】7,468件	こども福祉課
		○子育てサロンの開設 【内容】公民館保育ボランティアが中心となって、子育てに関する学習・交流の場を開設。 【実績】9館、延べ5,069人	公民館
		子育てに関する相談支援体制の充実 ○パパママスクール 【内容】夫婦を対象に、妊娠、出産、育児について学び、妊産婦・乳児の健康の保持増進及び母性・父性の確立を図る 【対象/場所/実績】妊娠中期以降のプレママ・パパおおむね20組/各保健センター/11回、432人	健康づくり課
		○地域こども相談センターの運営 【内容】正規職員9名及び家庭・児童相談員13人（女性相談員兼務）を各福祉事務所へ配置し、家庭や子育てに関する相談・支援業務を行った。 【家庭児童相談】1,031件 内、養護相談933件	こども福祉課
	育児休業等の制度の定着促進	○事業者への出前講座の実施（再掲）	男女共同参画課・人権推進課
		○育児休業制度の実施 【目的】育児休業制度により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人（平成23年度に取得した男性職員）	人事課
②	仕事と介護を両立するための支援	介護保険事業の推進 ○介護保険制度の利用により介護負担の軽減に繋がったと考えられる。 【利用実績】 居宅系サービス235,934人、地域密着型サービス31,157人、施設サービス51,557人（人数は、月ごとの延人数の年間計）	介護保険課
		○地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めた。 【内容】地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉などの様々な面から総合的に支援するもの。 【事業実績】①パンフレットの増刷：30,000部 ②介護予防教室の実施：924回/延べ参加人数17,010人 ③虐待の対応：113件 ④高齢者の相談：28,406人 ⑤二次予防事業対象者の把握事業の実施：8,300人	高齢者福祉課
		介護休業等の制度の定着促進 ○事業者への出前講座の実施（再掲）	男女共同参画課
		地域の介護支援体制の充実 ○ひまわり在宅支援サービス事業 【内容】日常生活に不便を感じている高齢者や障害者、母子・父子家庭等の方に対して、会員制による市民相互の助け合いにより、有償で家事援助などの在宅での生活を支援するサービスを提供する。 【会員数】延利用者数157人（337回、564時間）延活動者数115人	福祉援護課
③	家庭生活と地域活動を両立するための支援	○公民館主催講座の開催 【内容】地域ボランティアを育成するための講座を開催。 【実績】10館、延べ1,716人	公民館
		○学校支援ボランティア 【内容】地域の人材や保護者が趣味や特技を生かし、学校教育を支援するために予め登録し、ボランティアとして活動する。 【実績】一般登録者6,327人（男性2,266人・女性4,061人）（H24.3末） 【稼働率】一般84.6% 学生54.1%	生涯学習課
		○子ども会等の団体への支援 【実績】①地域少年団体活動を支援するため補助金を交付/子ども会ほか13団体 ②子ども会育成役員・指導者の研修会の開催/13回、約580人/③子どものリーダー養成のための研修会の開催（各1回）/インリーダー研修会107人（男性49人・女性58人）/ジュニアリーダー研修会88人（男性44人・女性44人）	生涯学習課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
① 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の促進	女性の健康問題への取組についての気運の醸成	○公民館主催講座の開催 【内容】生涯にわたる女性の健康についての講座を開催。 【実績】1館、67人	公民館
	学校における性教育の充実	○いのちを育む授業 【内容】思春期の子どもが乳児と接することで、生命・性の尊さ、子育ての大切さを学ぶ。3回の授業(1回目：乳児の発達・接し方について事前学習 2回目：乳児・保護者とのふれあい体験 3回目：助産師による講話)を授業時間に位置づけて実施。 【対象/実績】中学3年生/実施校5校、23回、延べ 3,249人(生徒)、親子ボランティア 252組	保健体育課 健康づくり課
		○教職員を対象とした性と感染症に関する研修会の実施 【内容】講演会「いのち響きあって～生と性をとおしてAIDSを考える～」 「学校の中の性同一性障害の子どもたち」 【対象/参加人数】市内各種学校の養護教諭、保健体育科教諭、一般教員/80人 【実施日/場所】2月29日/岡山ふれあいセンター	保健体育課 保健課
		○岡山市学校保健会保健部会研修会等で指導 【内容】前年度の「性に関する指導状況調査」の結果を報告するとともに、指導上の注意事項を説明。 【対象】教職員	保健体育課
		○性に関する指導状況調査 【内容】体育、特別活動、総合学習、道徳、その他教科における性教育実施時間数および指導内容を調査。 【対象/時期】全小中学校/24年3月 【平均指導時間/6年間・3年間】小学校14.3時間、中学校9.5時間 【個別相談平均実施回数】小学校3.1回、中学校29.7回	保健体育課
	性に関する学習機会の充実	○エイズ・性感染症・性教育出前講座 【内容】学校や地域等幅広い対象にエイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、性について見つめなおす機会を充実する。 【実績】74回16,281人(内訳)小学校16回、中学校29回、高等学校14回、専門学校3回、大学4回、一般・その他8回、その他ミニ講座19回816人 ○エイズ・性感染症・性教育に関する研修会 【内容】専門的な講師を招くことにより、エイズ・性感染症（STD）・性に関する正しい知識の普及を図り、自分の体や命を大切にし、“自分の体は自分で守る”意識と態度を身につけさせる 【対象】市内小・中・高校生 【実施校】小学校16校 中学校26校 高校1校 ○教職員を対象とした性と感染症に関する研修会の実施（再掲）	保健課 保健体育課 保健体育課 保健課 保健体育課
② 生涯を通じた健康づくりに対する支援	相談体制の充実	○思春期相談電話 【内容】思春期特有の健康問題に関する相談に応じて適切な保健指導を行うことにより、健康の保持増進と性意識の健全育成を図る。 【対象/実績】思春期の子ども及びその保護者(毎火・木に専用電話で実施)/(男性 348件、女性 22件)	健康づくり課
	健康づくりのための知識の普及啓発	○公民館・地区組織と連携した継続的・体験型の健康教室やウオーキング大会等 【目的】生活習慣の改善・生活習慣病の予防・健康の増進（運動を含む）【対象】健康づくりに関心のある人等 【場所/実績】各保健センター・各地区公民館等/①健康づくり教室 335回 8,861人 ②ウオーキング大会等 81回 9,126人	健康づくり課
		○公民館主催講座の開催 【内容】主に男性を対象とする健康についての講座を開催。 【実績】4館、延べ608人	公民館

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	○エイズ・性感染症、性教育出前講座の実施（再掲）	保健課 保健体育課
		○エイズ・性感染症・性教育に関する研修会（再掲）	保健体育課
		○教職員を対象とした性感染症に関する研修会の実施（再掲）	保健課 保健体育課
		○「世界エイズデー in 岡山」の開催 【内容】一般市民にエイズや性感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図る。 【実施日/場所/内容】10月22日・11月3日/岡山大学・山陽学園大学/大学祭のイベントでエイズに関するクイズ、エイズキルト作成、レッドリボンツリー作成、パネル展、その他市役所ロビーにてパネル展を開催（12月1日～12月2日） 【対象/参加人数】一般市民/200人	保健課
		○エイズ・性感染症ホットライン・相談事業の実施 【内容】性行為によって感染する病気について電話相談及び面接相談を行う。 【対象/実績】一般市民/電話・窓口での相談965件（男性596件、女性369件、内ホットライン770件）、検査時相談件数 延べ1,114件	保健課
	薬物乱用防止教育の充実	○薬物乱用防止教育に関する推進啓発 【内容】岡山市学校保健会小・中学校保健部会で薬物乱用防止教育の実態調査の結果報告や各校での教育推進を保健体育課より依頼 【対象】養護教諭・保健主事 ○薬物乱用防止教育用資料等の送付 【内容】薬物乱用防止に関連する教材 【対象】小学校6年保護者 【配布時期】2月	保健体育課
		○薬物乱用防止普及啓発事業 【内容】「薬と健康の週間」事業の一環で覚醒剤等薬物乱用防止の普及啓発を目的とし、パネル展示、ビデオ上映、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】平成23年10月22日/岡山ふれあいセンター 【対象者/実績】一般市民/チラシ等の啓発資料を約300部配布	保健管理課
	「こころの健康づくり」の推進	○こころの健康相談 【内容】こころの健康について、専門医が相談に応じる。 【対象】岡山市在住市民 【実績】6センター（1支所）において、月1回（支所は3ヶ月に1回）定員1日4人実施。65回/年、延べ120人 ○市民のための精神保健講座 【内容】市民に対して、こころの健康について関心を高め、精神疾患の知識や対応を理解することにより、市民のこころの健康の保持・増進を図る。 【対象/実施日】岡山市在勤在住の市民/11月5日 【実績】参加者90名	健康づくり課 健康づくり課

重点目標6

	施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
①	行政分野における女性の参画の促進	市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	○審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】5月実施 【主体】行政改革推進室、企画局、男女共同参画課 【調査結果】女性比率40.3%(H24.4.1)	行政改革推進室
			○審議会等における積極的改善措置 【内容】男女共同参画専門委員会において、男女いずれの委員も40%以上となることを満たすことができない審議会の委員選任について審査を行う。 【審査件数】14件	男女共同参画課
		附属機関以外の協議会等における女性の参画促進	○協議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】5月実施 【主体】行政改革推進室、企画局、男女共同参画課 【調査結果】女性比率22.3%(H24.4.1)	行政改革推進室
		女性の市職員の管理職への任用	○女性職員の登用 【目的】能力・実績主義の採用により、性別に関わらず職員一人ひとりの能力・実績に応じた登用を行う。 【対象】市職員 【実績】女性管理職の割合5.7%(H24.4.1)	人事課
②	企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進	企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ	○事業者表彰 【内容】雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者を「さんかくウイーク」記念イベントにおいて表彰する。 【実績】2事業者	男女共同参画課
		女性の再就職支援の充実	○リーフレット配付等による広報・啓発 【実績】なし	こども福祉課
			○公民館主催講座の開催 【内容】女性のキャリアアップのための講座を開催。 【実績】未実施。	公民館
		女性の創業支援の充実	○起業家塾の開催 【内容】意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図るために開講するもので、事業開始のための基礎的な事項から事業実施の事業計画書作成までを指導。(全6回) 【対象】市内在住の人、市内で事業を始めたい人、開業間もない人 【実績】受講者15人(女性6人)うち3人(女性1人)が開業	産業課
	方針決定過程への女性の参画の促進	○「新さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値調査(再掲) 【内容】市の審議会の女性委員の割合、市の女性管理職の割合、女性の単位町内会長の割合、女性のPTA会長の割合の平成23年度現状値を調査。	男女共同参画課	

重点目標6

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
③ 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成	○岡山市農業振興ビジョンの策定 【内容】岡山市農業振興ビジョンの重点施策の一つに「担い手の確保・育成」を掲げ、農業経営主とその配偶者や後継者がともに意欲と能力を十分に発揮できるように家族経営協定締結数を数値目標として設定。 【策定年月／計画期間】21年3月／10年間 【目標数値】25年度 110件 【実績】23年度 90件	農林水産課
	女性の能力開発と適性な評価	○岡山市農林水産女性部協議会 【内容】農林水産業に携わる女性の地位向上と社会参加の促進をめざし、地域の発展に寄与することを目的に設置された協議会及び施設の視察研修を実施。 【実施日／視察先】H23. 9. 27／兵庫県丹波市・朝来市 【実績】参加者84人	農林水産課
		○岡山市女性農業士連絡協議会 【内容】岡山市女性農業士が地域発展のリーダーとして、本市農業の発展及び農村生活の向上に寄与する目的で設置した連絡協議会の先進地視察研修を実施。 【実施日／視察先】H24. 2. 8／広島県広島市 【実績】参加者16人	農林水産課
		○家族経営協定締結の啓発・支援 【締結件数】(H24. 3. 31累計)90件／(対前年比)5件増	農林水産課
	農業委員等への女性の登用の促進	○女性農業士の育成 【内容】総会等において農業委員会事務局より農業委員等の女性の登用に関する説明を行い機運の醸成を図った。 ○女性認定農業者の育成 【内容】認定農業者の申請受付相談等で、家族経営協定に関する説明等を行い、女性認定農業者の育成増進を図った。 【実績】認定農業者数570人（うち女性25人：4.4%）	農林水産課
	○農業委員への女性登用の推進 ○岡山市農林水産女性部協議会（5月9日）、岡山市女性農業士連絡協議会（5月16日）の各総会において農業委員会の現状の取り組みについて説明。女性の社会参画を促した。 ○平成23年7月の改選により、4名の女性農業委員が誕生した。 ○女性農業委員活動検討会（9月26日）、「岡山女性農業委員の会」設立総会（1月16日）、女性農業委員活動推進シンポジウムに参加し、情報交換と各地の活動事例を研修した。	農業委員会	
④ 女性の人材養成と情報の提供	女性リーダーの養成とデータベースの充実	○さんかくカレッジ（基礎コース・専門コース）の開催（再掲）	男女共同参画課
		○生涯学習支援システム 【内容】施設案内や学習機会など、各種の生涯学習情報を登録し、市民の学習に必要な情報を提供する。 【実績】女性の登録者331人 男性の登録者468人 合計799人（H24. 3末）	生涯学習課

重点目標7

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
① 男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進	国際規範・基準の浸透及び国際的な取組等についての情報提供	<p>○さんかくウイーク記念イベント 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】「アメリカが見えると世界が見える～性差を超えて新しい未来を～」/6月26日/市民文化ホール/一般市民/270人</p> <p>○「さんかく岡山」主催講座 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】企業向け男女共同参画ゼミナール～「経済学」で考えると見えてくる～「スウェーデンの労働市場政策から日本のフレキシビリティを考える」/10月7日/きらめきプラザ4階会議室/一般市民/31人</p>	男女共同参画課
	持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	<p>○国際交流ふれあい講演会の開催 【概要】岡山市在住の外国人の方や海外での貴重な体験を持つ日本人を講師に招いて、年間7回程度の講演会を行う。 【期間/場所】5月～1月（7回）/友好交流サロン 【対象/参加者数】一般市民/延べ309人</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】国際社会での女性を取りあげ、環境について考える講座を開催。 【実績】3館、延べ150人</p>	国際課 公民館
② 岡山市に暮らす外国人への支援	外国人のための相談、情報提供の充実	<p>○「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進 【実績】 ①学校や公民館などにおける持続可能な社会づくりに対する教育・広報・啓発活動 ②ESDに関わる学校や団体をゆるやかにネットワーク/115団体 ③持続可能な社会づくりのための教育を行っている学校や団体等に助成金を交付/18団体、ユネスコスクール11校 ④メーリングリストによる情報交換及びニュースレター発行/年間2回、各2,500部 ⑤交流会、ESDカフェ、ダイアログ・カフェ等を開催/15回、延べ350人 ⑥ESD研修会を実施/4回、103人 ⑦大学生を対象としたESD討議の実施15回、90人</p> <p>○多言語行政相談 日本語を母語としない本市在住の外国人市民の数が増加傾向にあるなか、行政に関する問合せについて、国際課の言語担当者（英語、中国語、ハングル）及び多言語相談員（英語、中国語）が通訳として対応する。 【実績】英語57件、中国語321件、ハングル7件、（日本語14件）</p> <p>○日本文化紹介講座の開催 【概要】日本文化紹介講座を3回、友好交流サロンで実施。 平成23年度は「投扇興」、「和菓子」、「着付け」を通して外国人市民との交流を図った。 【期間/場所】5月、11月、2月（3回）/友好交流サロン</p>	国際課
	外国人の意見が反映される市政運営	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】「外国人女性のための生活読み書き教室（1）」/7月6日、13日、20日、27日/さんかく岡山/外国人女性/延べ33人 「外国人女性のための生活読み書き教室（2）」/2月4日、12日、18日、26日/さんかく岡山/外国人女性/延べ7人 ○市民協働事業（岡山で暮らす外国人女性問題研究グループ） 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】「みんなでたのしくPARTYしましょ☆」/12月11日/さんかく岡山/一般市民/113人</p>	男女共同参画課
	外国人の意見が反映される市政運営	<p>○友好交流サロンの運営 【内容】様々な地域国際化事業を行い、外国人への生活情報を提供するとともに、外国人市民と日本人市民の交流の場とする。 【実績】①日本語教室開催 129回/参加者数 延べ3,730人 ②生活情報紙「あくら」の作成（5ヶ国語）/発行4回/発行総部数12,200部 ③インターネットサービスの提供事業等</p>	国際課
	外国人の意見が反映される市政運営	<p>○多言語行政情報パンフレット等の翻訳 【内容】国際課職員が行政情報を英語、中国語、ハングルに多言語化する。 【実績】庁内21課、49件の行政情報を英語、中国語、ハングルへ翻訳</p>	国際課
	外国人の意見が反映される市政運営	<p>○外国人市民会議の開催 外国人市民会議等における外国人の意見を市政に生かすため、外国人市民にとって問題となること（医療・救急など）について議論。23年度は第3期委員を選考し、会議を2回開催。</p>	国際課

施策の方向性	具体的施策	平成23年度に実施した主な施策	担当課
① 市民参加による施策の一層の推進	政策・方針決定過程への市民の参加	○男女共同参画専門委員会における公募委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に関して意見を聴く専門委員会の委員を市民から公募する。 【実績】10人中3人（H24.4.1現在）	男女共同参画課
		○「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」実行委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」において各種行事の企画及び運営を行う実行委員を募集する。 【実績】20人（男性7人、女性13人）	男女共同参画課
		○さんかくプラン策定ワーキンググループ 【内容】「新さんかくプラン」が平成23年度に計画期間満了となることから、その改訂作業を行うため市民から募集した「さんかくプラン策定ワーキンググループ」とその内容について検討し、案を策定した。 【実績】13人（男性2人、女性11人）	男女共同参画課
		○「新成人の集い」実行委員の募集 【内容】新成人該当者による実行委員会を組織し、新成人の手で「新成人の集い」の企画・運営を行う。（広報は「市民のひろば」や実行委員の呼びかけ等） 【実績】実行委員26人（男性8人・女性18人）／実行委員会33回開催／当日の市民ボランティア（100人）（男性36人、女性64人）	生涯学習課
	男女共同参画推進週間の実施	○男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」（6月21日～27日） 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】41行事、参加者数延べ2,708人（プレウイーク6月14日～6月20日、フォローウイーク6月28日～7月4日実施分を含む）	男女共同参画課
	多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	○さんかくウイークにちなんだ公民館行事の実施 【内容】男女共同参画をテーマとする講座を全館で開催。 【実績】37館、延べ1,905人	公民館
② 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	○市民協働事業 【内容】男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画案をさんかく岡山登録団体（市民）から募集する市民企画事業と市が提案する市企画事業を市と市民が協働で実施。 【実績】市民企画事業7事業、市企画事業3事業	男女共同参画課
		○さんかく岡山 【内容】①会議室の利用提供 ②ミーティングルームの利用提供 ③パソコン端末の利用提供 ④図書・ビデオの貸出 ⑤印刷機等の利用提供 ⑥託児室の利用提供 【利用実績】①6,366人 ②4,572人 ③579人 ④235人 ⑤79人 ⑥619人	男女共同参画課

参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	P36
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし	P40

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日
市条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条—第20条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条—第27条)

第4章 推進体制(第28条—第34条)

第5章 補則(第35条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)への身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。

(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者からの暴力」という。)を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条各号に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われないうち、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われないうちその他の緊急一時保護を行うことが適当でないとき認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1号に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、法第18条第1項の保護命令の再度の申立てを行った場合について準用する。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

- 2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

- 2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(岡山市男女共同参画専門委員会の設置)

第29条 本市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。
- (3) 第20条に規定する苦情の処理に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

第5章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続き任期の途中においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

附 則(平成23年市条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市と市民の協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」を策定し、市民と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、前回調査（平成17年実施）に比べ、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識が解消されつつあり、男女共同参画の意識の高まりを示していますが、実態としては、依然として家事を担うのは女性であることが多く、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会を実現するためには、個人のみならず、社会全体での意識改革とともに男女共同参画推進に向けてのさらなる取組が必要であると考えます。

このような考えのもと、「新さんかくプラン」の計画期間が平成23年度をもって満了するのを受けて、このたび「第3次さんかくプラン」を策定しました。

2 検討経過

- (1) 岡山市男女共同参画専門委員会での審議（7回）
- (2) 第3次さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（10回）
- (3) パブリック・コメントの実施（期間：平成23年12月15日～平成24年1月13日）
- (4) 公聴会の開催（さんかく岡山、中区保健センター、百花プラザ、西ふれあいセンター）

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

- ① 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現
- ② 性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現
- ③ 性別にかかわらず、多様な意見が活かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

(2) 基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(3) 計画の位置付け及び期間

この計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかすためのものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

4 第3次さんかくプランでの取組

(1) 重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

- ①男女平等を推進する教育・学習の推進
- ②配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ④男性にとっての男女共同参画の推進

に重点的に取り組みます。

これらの取組を通じて男女共同参画社会の形成の促進をするためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切です。

(2) プランの効き目を測る

このプランに基づいて市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

そして、この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3) 推進体制

① 審議会

○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

○さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

② 男女共同参画推進本部

市では、男女共同参画施策を総合的に進めるための庁内推進組織として男女共同参画推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。